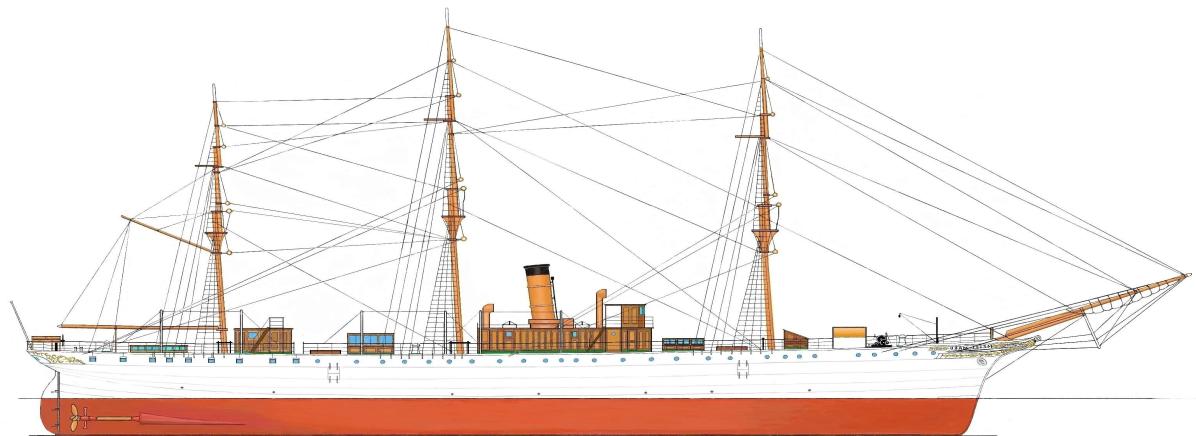


Ocean

海洋塾機関誌第32号



日本海洋塾のURL



Ocean記載のURL

令和7年12月15日

特定非営利活動法人 日本海洋塾

日本海洋塾は、世界を結ぶ海と船を、広く皆様に伝える活動により、海洋立国意識の拡充を目指しています。



§ 世界文化遺産となる戦没船 §

一般会員 種市雅彦

1. はじめに

第二次世界大戦終了して 2025 年で 80 年経過した。ほぼ 4 年間連合軍と総力戦を繰り広げた結果、日本の民間船はほぼ壊滅した。終戦直後 1949 年の政府発表による喪失船舶数は 15,518 隻。

内訳は；	私有一般汽船	3,207 隻	機帆船	2,070 隻
	官有一般汽船	368 隻	漁船	1,595 隻
	各種工事用船舶	307 隻	木造その他船舶	214 隻
	その他船舶	1,026 隻	艤	6,731 隻

* その他船舶の多くは、曳船、造船所内船舶、港内補給船等である。

この政府発表喪失船舶の大型船はすべて、小型船も殆どは政府(軍)に徴用されていたと考えられる。防衛省『戦史叢書』の発表数字は 4,884 隻で、艤や小型船・木造船を無視したと思量する。今日のインドネシアの海域迄、小型船も送られ戦没した。艤の多くは国内港湾で沈んだのかもしれないが、家族で住み込んで海運に従事していたであろう艤は少なくなかった筈である。犠牲者を知るうえでこれらの小型船を忘れてならない。

比較的に大型船が多いと思われる私有一般汽船の数字は、正しいのであろうか。開戦後日本は、1,000 隻以上の外国船を拿捕して日本船籍として運用したと考えられている。これらの内大型船の多くは、国策会社である帝国船舶が船主となり海運会社が運航した。一例を挙げると、フランス郵船の貨客船 ARAMIS 号（デュマの小説『三銃士』の主人公の一人アラミスが語源と思われる）は、帝亞丸 (17,537 GT) として日本郵船が運航受託中に戦没した。船主の帝国船舶は日本の降伏直後に解散したので、上記政府の調査結果に、本船の喪失が含まれているとは思えないである。

筆者は趣味のスキューバ・ダイビング中に、2017 年フィリッピンのコロン湾で日本の戦没船を見る事となり、戦後半世紀以上経つにも拘らず船名不明確な船が在る事に驚愕した。2019 年には小笠原に於いて、簡単に見る事ができる場所に船名も知られず何隻も沈んでいる事態に、強い憤りを覚えた。船名が不明という事は、乗組員も解らず從って犠牲者も不明となる。これらの地域に加えて、パラオ、沖縄でも戦没船の船名調査を始めた。特に機関回りで確認したい点が出る度に、明治丸ミュージアムを訪れた。この場を借り改めて、塩崎雅敏氏、小田島厚氏、原鉄男氏、佐藤勝二郎氏にお礼申し上げます。

2009 年ユネスコの水中文化遺産保護条約が発効し、戦没船は 100 年経つと文化遺産として保護されることになった。もう 20 年経たずに、日本の戦没船は保護の対象となるのである。本稿はこの条約の意義を申し上げる。

2. 各地の戦没船

2.1 戦没船の調査

木造船はもちろん鋼船であっても小型船で破壊度が高かった場合、海の藻屑となってしまったことであろう。現在形を留めている船の数を、戦時中の船名録から推測した。ほぼ鋼船と想像する 500 総トン以上の船は、2,506 隻。これに、正式な捕獲審査手続きを経ず、従って船舶登録もされなかつた拿捕船や、500 総トン以下の小型鋼船も考慮すると、3,000 隻位の船体が残っているかもしれない。

日本政府が冒頭に述べた被害調査以外に、戦没船の調査を実施したのは、一度だけである。沖縄からの疎開学童を乗せて戦没した対馬丸(6,754 GT 日本郵船)を 800m の海底で発見した。他に調査は実施されていない。筆者が関わった調査について簡単に述べたい。

2.2 コロン湾

フィリピンの西端パラワン島の北にある小島ブスアンガ島のコロン湾には、1944 年 9 月のマニラ湾大空襲を生き延びた船が集結したが、司令部の思惑は外れて米艦載機は飛んで来た。マニラからの避航船団含めて全 7 隻の徴用された船が見つかっている。この中の一隻は、「MORAZAN」ときに「MARU」を付けて呼ばれていた。帰国後調べると、モラザンなる名前の船は、海軍にもなく、これは元拿捕船で日本船越海丸となっていたことが判明した。本船がイギリス建造の拿捕船であるとの確信は、機関室内で大量に見つかったボイラーユ用耐火煉瓦の刻印による。日本メーカー品ではなく、アルファベットの刻印がある煉瓦(3種類)ばかりであったので外国建造船と判断した。当地での日本戦没船調査には、日本の足跡は無く、米軍の記録が基になっていると認識した。

また当時、大型船が沈んでいる海域から少し離れた島陰に、Gun Boat だけで呼ばれた小型船があった。ほぼ船殻しか残っていない状態であったが、その後、日本で記録を精査した結果、照風丸(259 GT 朝鮮総督府漁業取締船、徴用海軍駆潜艇)と得撫丸(URUP MARU, 224 GT 農林省オットセイ保護監視船、徴用海軍駆潜艇)と沈没場所が合致し、さらに当地で長く戦没船の調査を



越海丸 2,984 GT 日本海汽船運航
元 MORAZAN (パナマ籍)。



得撫丸に付
いていたフ
ィギュア・ヘ
ッド；内閣
の紋章、五七
の桐。近年失
われた。

しているアメリカ人からも、船体に少し前まで残っていたフィギュア・ヘッドの写真の提供を受けた。戦没船を重要な観光資源とするパラオ政府は、船体から物の持ち去りを禁止して罰則を設けているが、フィリッピンでは法律はない事を理解しなければならない。時間が経つほど、調査は困難になる。これら 3 隻の内最後の得撫丸が確定したのは、2023 年である。

非常に信頼できる記録において空襲時に存在していたにも拘らず、さほど広くない海域に、大型タンカー太榮丸（10,045 GT 日東汽船）は未だ見つかっていない。

2.3 小笠原

今日小笠原父島二見港は、大型船としては本土より物資・旅客輸送の船が週 2 ~ 3 便通う静かな港であろう。しかし戦争前は日本の南洋庁地域のパラオやサイパンと東京間の航路筋であり、戦争が始まると父島ばかりか硫黄島の軍事基地工事の為に、多くの貨物船が入港した。父島の直ぐ北に在る兄島の滝之浦湾は二見港に面しており、二見港が混雑のため入港できない大型船は、錨地として使用していたようである。

二見港の海岸近くに船体上部を見せている濱江丸（HINKO MARU 5,428 GT 大連汽船）は、米軍のサイパン大攻撃時に損傷を受けながらもなんとか父島に辿りついたのであつた。観光パンフレットでよく見てきたが、最近は海上に出ていている部分は僅かとなっている。しかし父島に限らず、兄島そして母島にも多数の船が沈んでいる。

2019 年に訪れた際にダイビング・スポットを確認。船名不明の大型船は、単に逆沈（逆さまになって沈んでいるから）、バラ沈（船体がばらばらになっているから）等と呼ばれていて、怒りの感情を超えて悲しみさえ覚えた。

特に、兄島滝之浦の沈没船 5 隻はすべて船名不詳なばかりか、一部は間違った船名が広まっていた。事情を調べると、当時著名なダイバーが 1984 年雑誌に間違った船名を発表した。読売新聞は確認もせずに紙面半分を使いカラー写真を掲載して紹介したのが理由と解った。私が現地の協力者と調査結果を発表した後、「間違いないか？」と長年その記事を信じていた、延壽丸（5,374 GT 岡田商船）の船長のお孫さんから問い合わせを受けた。本船は大型船ばかり 6 隻からなる船団（4408）に加わり出港後、艦載機の攻撃を受けて船団は父島の北約 30 リンの海域で全滅していた。

小笠原の調査は僅か 6 年前である。国内の戦没船さえ調べられず、そして沈んだ船に格別の想いを抱く人が今なお居ることを理解した。竹芝から観光客を運ぶ小笠原丸が航行するすぐ傍の二見港内に、船体周りにエビが多くいるのでエビ丸と呼ばれる千トン位の貨物船があり、残念ながら出自は未だ不明である。



滝之浦海底の蒸気レシプロの残骸。コネクティングロッド 3 本。

3. 戦没船の犠牲者

日本の戦没船は多数あり、正確な数字は不明であり、記録とは異なる状況或いは記録にはない船舶の存在について述べた。当然ながら、犠牲者の数も不明なのである。

3.1 乗組員

日本殉職船員顕彰会は戦没した船員の調査をしてきた。現時点において、59,196人(太平洋戦争中のみ)と発表されている。この中には船員法(第85条)が通常認めていない15歳未満の少年船員987人が含まれる。軍隊の輸送船沈没の際、乗組員は救助の対象とされなかった事態が度々生じた。戦争前から国内海運を担っていた機帆船の正確な数は把握されておらず、徴用数も乗組員の数も不明である。漁船は地元漁港を拠点にしていたので、政府の公表数字に大きな乖離は無いように考えるが、徴用され占領地に送られた漁船も数多く、これら小型船の犠牲者の正確な数は不明なままである。

3.2 乗船者 — 看護婦、技術者、便乗者

病院船に乗船した看護婦は、船内医務部所属ではなく乗組員ではなかった。ごく僅かな断片的な記録において、日本赤十字社の看護婦と陸軍の看護婦が乗船勤務中に船と共に沈んでいる。本土と占領地間には便乗者が多数乗船していたが、記録はなく犠牲者の数は全く不明である。

3.3 兵隊

兵員輸送船が沈んだ場合の犠牲者の数は、しばしば数千人に達した。日本の軍人・軍属の外地での戦死者210万人の内、陸軍兵士だけでも18.8万人が海上移動中に没したとの研究がある。

3.4 疎開・引揚者

戦争末期には、占領地ばかりか国内各地からの疎開者・引揚者が相次いだ。既述の対馬丸の他にも多数の船が、女・子供を乗せて沈んだ。犠牲者の数約1万人ともいわれる。乗船名簿などなく、詳細は不明である。

3.5 モノ言わぬ乗船者

ここに分類した犠牲者の調査は、国内ではごく一部で行われてきた。大手船社の中に、捕虜に関わった事を、今日なおグループ全体で触れないようにしている企業がある。会社のリスク管理の一環なのであろうが、歴史を消すことはできない。

日本は占領地及び日本国内での労働不足に対処するために、連合軍戦争捕虜を利用した。輸送船の戦没により10,818人が海没した(POW研究会調べ、海軍艦艇乗船分含む)。

捕虜ではないが、ジャワ島から義勇軍或いは労務者として島外に連れ出された人間は30万人とも言われ、輸送中に少なくとも15,000人が犠牲になったとの研究がある。一例として1944年9月スマトラ南岸で沈んだ順陽丸(5,065 GT 馬場汽船)では、4,320人のジャワからの労務者が犠牲になった。因みに、今日インドネシアでは「ロームシャ」という日本語は忌まわしい語として広く知られている。

占領地各地に送られた慰安婦もこのカテゴリーになるのであろう。沈没した船の報告

書には「部隊案件」等と記載された。そもそも乗船者としては扱われなかつたために、詳細は一切不明である。偶然残った外国人犠牲者の記録があるばかりである。

日本の船と共に、日本人だけでなく多くの国の人間が大勢没した <合掌>

4. 水中文化遺産保護条約

2001年ユネスコで採択され、2009年に発効した本条約の批准国は、2025年8月時点で、スペイン、ポルトガル、フランス、イタリア、オランダ、メキシコ、アルゼンチン、パナマ等を含む80カ国である。我が国は未だ批准していない。

水中文化遺産と聞くと、古代ギリシャ・ローマ時代の遺跡や大航海時代の沈没船を想像することであろう。しかしながら、これら考古学が対象とするものだけではなく、本条約は、非商業的目的に国が運航していた船舶・飛行機で100年間水中にあったものも対象となる。先にみた日本の戦没船のほぼすべては徵用され(駁やごく小型船は不明)、国の管理下に置かれていたのであり、本条約の対象となる。日本は批准をしていないせいか、政府は勿論法学者の詳細な解説が現れないので、簡単に要点を解説したい。

4.1 沿岸国（締約国）の権利と義務

締約国は領海内で発見された対象船舶に関して、締約国である旗国及び関連国に通報する（第7条）。自国の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚において、締約国は対象船舶を保護する責任を有する。発見した自国民及び自国籍の船舶の船長に報告させ、この発見は全締約国に伝達し、ユネスコ事務局に報告する（第9条）。公海の深海底における発見の場合は、国際海底機構も招請して関心を示す締約国と協議を行うが、対象船舶の旗国の同意なしに、一切の活動を禁止する（第12条）。

さらに締約国に対して、水中文化遺産リストの管理等を行う権限ある当局の設置を要求し（第22条）、本条約の違反に対して「十分に厳格な」制裁を科す規定が設けられている（第17条）。

4.2 非締約国日本への影響

対象船舶を多数持つ日本が非締約国であり続ける場合、どのような事態が想定されるであろうか。

- ① 問い合わせへの対応 — 締約国は旗国日本と思われる対象を発見した場合、報告と確認の依頼をしてくるであろう。誰が回答するのか又回答できるのか。
- ② 協議への不参加 — 協議には参加しないので、日本の戦没船と思われるものであっても、その扱いや保護を条約締約国に任せることになる。
- ③ 発見時に報告しない — 日本船籍の船がEEZ或いは公海上で対象船舶と思われるものを発見した場合、広く周知をして保護活動を期待しないのか。もし発見した船が日本船の場合国際的には理解されないであろう、又外国籍の場合外交問題になるかもしれない。

- ④ 船長の認識 — 日本人船長が乗るパナマ籍船が対象物を発見した場合、船長は報告の義務を忘れてはならない。パナマは既に締約国である。

5. 日本政府の動き

戦没船に関する政府の動きは、1987年に対馬丸の捜索要求に対して海洋墓地として扱われる事を願い、船内にある遺骨の尊厳が損なわれる状況の場合は遺骨収集を行うとも述べた。その後、海外にある戦没船に関しても同様の考え方を示し、旗国の権利として日本政府の同意なくサルベージは認められないとした。

この考えは、日本同様イギリス、アメリカのように世界大戦中の戦没船を多く持つ国に共通の考えではある。しかし1941年マレー沖海戦で没したイギリス戦艦 HMS Prince of Walesは、中国企業によりスクラップされ船体外板はおおかた剥ぎ取られたとの報に、イギリス政府は強い不満を表明した、新たな動きがあるかもしれない。

一方、強い旗国の権利意識は、環境問題に直面している。日本に関していうならば、チューク環礁（旧トラック環礁）、パラオ環礁或いは、ガダルカナル激戦地であったソロモン諸島において、日本の戦没船から流出する油や弾薬からの汚染物質による海洋汚染が問題となっている。国際法学者の中には、旗国の権利を主張するなら、義務を果たせとの意見が出ており、さらに沿岸国に該当船舶の引揚げを提案する。

外務省は2015年からNGO連携無償資金協力により、チュークとパラオで油の抜き取り及び爆発物の撤去作業を始めたが小規模であり単年度の予算で実施している、今後船体の腐食が進むにつれ漏洩は各地で問題になるであろう。



八重山諸島西表島南西にある無人島の浅瀬にある大型船のボイラ。記録から、1944年2月20日に沈んだ大仁丸と推察する。未調査。

大仁丸 (5,154 GT, 太洋海運)



5. おわりに

日本の戦没船は、数の多さと沈んだ場所の広大さばかりではなく、犠牲者の数そして国籍の数も驚くものがある。しかし日本政府は、戦没した船の旗国としての立場は維持しながらも、調査はせず、環境汚染に対しても現地からの要請（クレーム）に対する限定的な対応に終始している。

戦没船は墓地であるから触れるなという主張をするなら、まず墓地の場所と、犠牲者を示さなければならない。そして保全を訴えるべきであろう。深海の探索技術は進んでいる。将来、多くの外国人遺骨が船倉に入った日本船が見つかった時に、政府はどのように説明するのか。国家としての威信が問われよう。

日本の戦没船は、まもなく世界の文化遺産になる。このまま日本が条約を批准しないとしても、海外から問い合わせがあるだろう。政府はどこから情報を得るのか。「日本郵船ミュージアム」であろうか。ここが記録するのは、日本郵船の所属船及び自社の乗組員が犠牲になった船舶に関してである。或いは、神戸に在る「戦没した船と海員の資料館」に問い合わせるかもしれない。この全日本海員組合関西支部が運営する資料館は、情報収集、研究・調査及び所蔵データの更新を行っている様には思えず期待できない。

今迄戦没船の調査は、一例除き民間の団体と個人によって行われてきた。彼らの記録は貴重な情報源である。国は早急に調査を開始すると同時に、今迄の記録の電子化等有効利用方法策定と確実な維持・保管体制の確立をすることが待たれる。

＜本稿は下記の既発表を基にしており出典情報の記載は割愛させて頂く＞

- ・「小笠原における一部戦没船の船名調査」日本航海学会誌『NAVIGATION』第212号令和2年4月。
- ・「歴史遺跡としての日本の戦没船－水中文化遺産保護条約に照らして－」日本航海学会誌『NAVIGATION』第215号令和3年1月。
- ・「対馬丸記念館の紹介」日本航海学会誌『NAVIGATION』第218号令和3年10月。
- ・「水中文化遺産となる日本の戦没船－問われる旗国の責任－」日本航海学会誌『NAVIGATION』第225号令和5年7月。

- ・「戦没船を見る1」日本船長協会月報『CAPTAIN』第457号 2020年6-7月号。
- ・「戦没船を見る2」日本船長協会月報『CAPTAIN』第458号 2020年8-9月号。
- ・「戦没船を見る3」日本船長協会月報『CAPTAIN』第459号 2020年10-11月号。

(2025年11月投稿)

§ 「明治丸のお皿」フォークとナイフのマークに関する新発見 §

正会員 佐藤勝二郎

1. ベルトのサークルイラスト

1. 1 お皿のマーク

明治丸記念館には、重要文化財・明治丸で使われていた平皿と深皿やクロッシェ、そして柄の部分が象牙のナイフとフォーク他が展示されている。

右の写真のマークが、お皿は中央に、ナイフとフォークは柄の部分に描かれているので、何をモチーフとしているのか気になり調べた。

お皿のセンターマークは「浮環」と表現されていることがあるが誤りである。昭和5年5月の海洋会誌の「越中島便り」でも灯台局から寄贈を受けた紹介記事で「皿の中央に浮環の模様あり・・」と記述されているが、「浮環」ではなくベルトを円形に描いたものであるのが分かる。

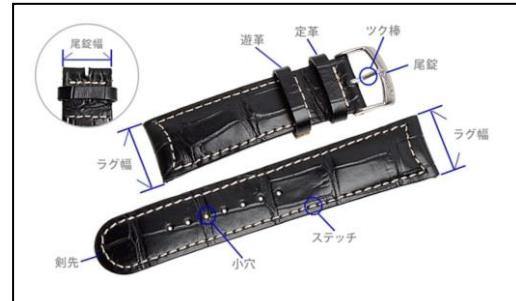
拡大すればベルトの尾錠、ツク棒、小穴、剣先等のパーツも描かれているのが分かり、類似の模様は深皿の裏側のメーカーマークや、昨年11月に寄贈されたフォークの一つの柄の部分にも刻印されている。



深皿の裏



フォークの柄



また、ネットで画像検索すれば英國のガーター勲章の星章のほかにも類似のマークを見ることができるので、全体は工部省(P.W.D)のマークではないことが分かった。

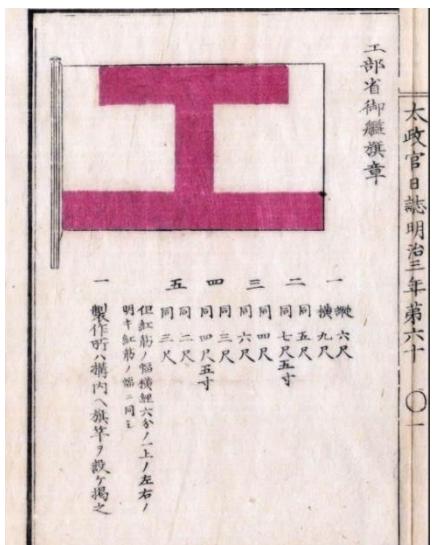
円環ベルトのイラストの中央の太陽らしき顔は、何をモチーフにして、何を意味しているのか、また次項に出てくる工部省のマークを描かなかった謎は残った。

明治丸ボランティアガイドが明治丸の見学記念品として、お皿のレプリカとマグカップを販売しているが、マークについて「工部省のマーク」「浮環」ですと説明をしてきたが、今後はガイドに周知して改めなければならない。



種別 連合王国君主による榮典
騎士団勲章

1. 2 工部省のマーク



明治十八年に工部省灯台寮は
遞信省灯台局なったが、工部省
の「工」のマークは青函連絡
船、宇高連絡船などの煙突には
昭和になっても描かれていた。

明治十九
年十一月に
灯台局は左
の「灯台付
属船旗章を
制定しており、山高五郎画伯が
この旗章を掲揚して総帆で航走
している明治丸を描いている。

明治三年十二月に太政官布告六十号で「工部省御艦旗章」が制定されている。テーボール号に掲揚している絵画（下図）が横浜開港資料館にある。

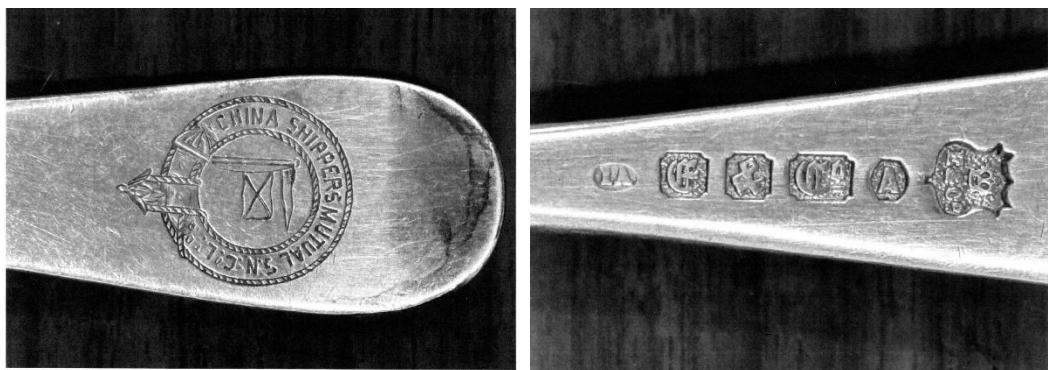


2. 寄贈されたフォークの刻印 「ホールマーク」

昨年11月に「明治丸」
の見学者K氏から二本の
フォークが寄贈された
が、それらのフォークの
平たい柄の部分の表と裏
には、右と下の写真にあ
るような刻印がある。



<「MEIJI MARU」のマークがあるフォーク表と裏の刻印>



<「CHINA SHIPPERS」のマークがあるフォーク 表と裏の刻印 >

刻印について調べてみると、19世紀のイギリスでカトラリーと総称されるナイフ・フォーク・スプーンは、上流社会では銀製（スターリングシルバー：純度92.5%以上）もしくは銀メッキ製であった。そして庶民の間でも銀メッキ品が普及して、カトラリーは「シルバー」と呼ばれるようになり、高級品には品質保証的な刻印がなされた。

「スターリングシルバー」に打たれた刻印は「ホールマーク」と言われ、その「ホールマーク」には、以下の五種類がある。

- ・メーカーズマーク (生産者のマーク)
- ・スタンダードマーク (シルバー含有率92.5%を超える「英國品質」を保証するマーク。ライオン像が描かれている)
- ・メタル&ファインネス・マーク (シルバーの純度を表すマーク)
- ・アセイ・オフィス・マーク (公的な試金鑑定をするオフィス=ホール)
- ・データレター (年代別に分けられたマーク・文字)



カトラリーの銀メッキは1840年代以降、エレキントン社によって確立された技術であり、やがて庶民が使う銀メッキのカトラリーにも似たような刻印がされるようになった。

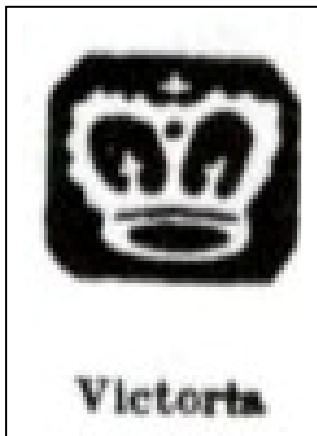
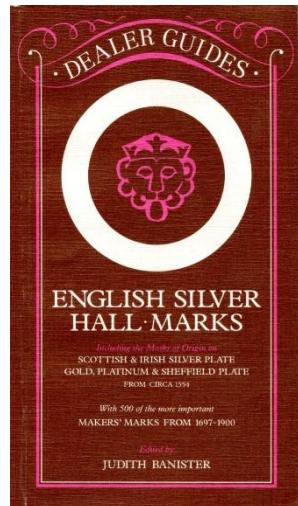
【1872年（明治5年）10月5日には岩倉使節団がエレキントン社を視察し

ており、同社の日本の工芸品に対する造詣が深く万葉歌人柿本人麻呂の画像の説明を求められ驚いている】

2. 1 メーカーズマーク

明治丸のカトラリーメーカーはエルキントン社と知られていたが、そのメーカーズマークはこれだと確定できる証拠を本に求め、イギリスから右の本を取り寄せて調べてみたが、なぜかエレキントン社のマークは記載されていなかった。ネットに情報を求めると下の囲みのような情報を得た。

・・・・銀器メーカーで有名なエルキントン社は、自社のマークに、王冠(シェフィールドのアッセイオフィスのマーク)にあえて酷似したロゴを使用したことがあり、混同することがあるということで1898年に王冠を外さなければならなくなつたこともありました。・・・・



酷似したマークは、この本のシェフィールド地方 67 ページにある「Victoria」社のマークとわかる。また、ネットでみつけた別のプレートの刻印からフォークのメーカーはエレキントン社と確定できる。



2. 2 製造年・データレター

明治丸のフォークの裏の刻印のひし形の中に「N」の文字は下のネット情報「DATE LETTERS 1849~1864」から、製造年は1852年であることが分かる。明治丸が建造されたのは1874年であるから、既製品に「明治丸」のマークが刻印されたと推定される。

DATE LETTERS 1849 - 1864

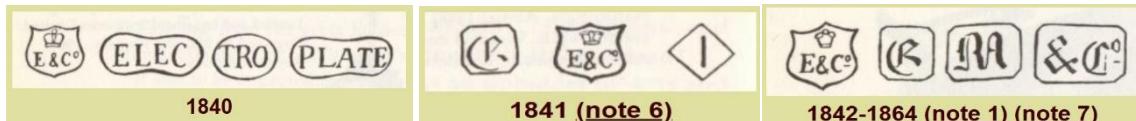
In 1849 the series was altered to letters, beginning with K



(click on "yellow date" for image)

DATE	1849	1850	1851	1852	1853	1854	1855	1856	1857	1858	1859	1860	1861	1862	1863	1864
LETTER	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z

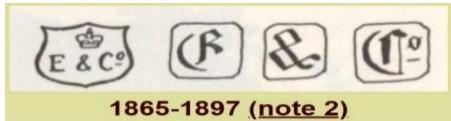
しかし、次ページの年代がわかるネットの資料のイラストの並びは1865~1897年ものであり DATE LETTERS による 1852 年製造の真偽は疑われる所以である。



2. 3 何のイラストマーク



フォークの柄にある



製造会社と製造年は一応判明したが、盾に王冠の会社マーク以外の上のマークは何を意味しているのか解明できていない。AI 画像検索は以下のよ
うな推定回答をしてくれたが、これ以上はイギリスに行き英文の資料を調査すること
が必要になり、これまた永遠の謎になりそうである。

この画像にあるマークは、**イギリスの銀器メーカー「E & Co.」が1865年から1897年まで使用していたホールマーク（刻印）**です。ホールマークとは、主に銀や金などの貴金属製品に刻まれる「製造者」「年代」「素材」「品質」などを示す識別記号で、特にアンティークの鑑定や年代特定に重要な役割を果たします。

❖ このマークの構成と意味

マーク	形状	意味の推定
「E & Co.」	王冠付きの盾形	メーカー名「E & Co.」と王冠は英国王室との関 係や品質保証を示唆
「E」	四角形	製造者の頭文字（E）
「&」	四角形	社名の一部（E & Co.の「&」）
「Co.」	四角形	社名の一部（Companyの略）



「1A」刻印の意味についての考察（AI の回答の一部）：

『この「1A」刻印は、公式なホールマーク（英国のアッセイオフィスによる純銀認証）ではなく、メーカー独自の製造管理コードである可
能性が高い』 材質は磁石に付かぬことから銅合金と推定される。

3. 帰属不明のフォークの表のマーク

明治丸のものではないフォークの所属を調べるために、ベルトの円環の中にある旗を調
査したところ、この旗はイギリス・リバプー



ルの海運会社 Alfred Holt & Co Ltd に1902 年に買収された China Shippers Mutual Steam Navigation Co Ltd の社旗であることはわかるが、それ以上のことは不明である。（本稿ではこの旗のデザインを使用した会社を「CHINA SHIPPERS」と表記する）

4. 「大和ミュージアム」にあるナイフとフォーク

飯塚玲児画伯が明治丸の二代後の灯台視察船「羅州丸」から回収した「明治丸のお皿とナイフ・フォーク」が、現在広島県呉市の「大和ミュージアム」に収蔵してあることを筆者は0can 30号と31号に紹介している。

明治丸のフォークが昨年の11月に出現したので「大和ミュージアム」にある「明治丸のナイフとフォーク」と言われているものには、どのような刻印があるのか確認しなければならないと思った。

明治丸ボランティアガイド仲間の三木洋氏が広島に時々出張することがあるとの話を聞き、「大和ミュージアム」の訪問調査を依頼した。

8月20日に三木氏は改装のため閉館中の「大和ミュージアム」訪問して「羅州丸」



から回収された品々を収蔵庫から出して頂き写真撮影をした。

この時、学芸員と明治丸ゆかりの品々の明治丸記念館への里帰りについて会話されている。

大和ミュージアムに収蔵

してあるナイフとフォークは両方とも柄の部分が太く、柄以外の部分に「CHINA SHIPPERS」の社旗マークとホールマークと同種の刻印があり、それらは明治丸ミュージアムにある「CHINA SHIPPERS」のフォークと同じであることが分かる。



これにより、大和ミュージアムにあるナイフとフォークは明治丸のものではないことが明らかになった。

しかし、どのような経緯で「CHINA SHIPPERS」のカトラリーが明治丸と関連付けられ、K氏が所有したり、明治丸の後継船の羅州丸にあったのか、新たな不思議な疑問が、また生まれたのである。

§ 特定非営利活動法人 日本海洋塾 設立まで その 6 Last §

日本海洋塾 監事（正会員）松崎 光男

前号では、主に、NPO 設立の為の東京都への申請手続きに向けた動きについて記述しました。

本号では、東京都への申請から設立登記完了までを記述し、最終稿とします。

§ 東京都への「特定非営利活動法人設立認証申請書」の提出

設立認証申請書の提出に必要な「設立社員総会」は、2014（平成 26）年 8 月 25 日午後 1 時から、麹町の海事センタービル 6 階の「海洋会 第 2 会議室」（当時）にて開催されました。

設立社員総会での承認を経て、愈々、新宿の東京都都庁内の NPO 設立認証申請窓口である「東京都文化局都民生活部 管理法人課 NPO 法人係」に、2014（平成 26）年 9 月 1 日、申請書一式を提出しました。申請後は、2 ヶ月間の「縦覧期間」を経て正式に受理され、設立承認に向けた審査が行われます。当該法人設立申請があった旨を一般の人々に公開する 2 ヶ月間の「縦覧期間」は、当該法人の設立に、誰かが異議があるかどうかを見る期間です。

設立認証申請に関する東京都との交渉業務は、その殆どを都築発起人が担当しました。9 月 1 日の申請書提出後にも申請窓口である「管理法人課 NPO 法人係」から、再三に亘り呼び出しがあり、申請内容に関する質問や、申請書類の表記についての指導があり、その対応に多大の時間を費やしました。

最終的には、「管理法人課 NPO 法人係」の指導内容に従い修正した申請書を、改めて作成して、「縦覧期間」終了後の、2014（平成 26）年 11 月 7 日に再提出し、受領されました。

海洋会本部には、9 月 1 日の設立認証申請書提出以降、成行きを逐一報告していましたので、改めて申請書が最終的に受領されたことを報告、併せて、通常、東京都の申請受領から設立「認証書」の発行まで 2 ヶ月が必要とのことであったので、2014（平成 26）年 12 月末か 2015（平成 27）年 1 月上旬には「認証書」が発行されるものと考えられる旨報告しました。

2014（平成 26）年 8 月の「設立社員総会」の後、健康診断で見付かった病気の治療のため入院中であった谷山発起人には、同時並行して行われていた「明治丸」の平成の大修復工事の進捗状況に併せて、9 月 1 日の設立認証申請開始以降の成行きも逐一報告していたので、11 月 7 日に申請書が最終的に受領された旨を報告しました。

受 受 書 (受付 NO 002)

法人名 特定非営利活動法人 日本海洋塾 御中

書類名

設立・定款変更認証申請書・認定(仮)申請書・定款変更届出書・登記完了
(設立・定款変更)、開業書類提出書、役員の変更等届出書・事業報告書(一分)
→解散届出書・清算結了届出書・認定後提出書()
→その他()



上記書類を收受しました。 東京都生活文化局都民生活部
管理法人課 NPO 法人係 03-5388-3095 主任・坂下氏

第1号様式(第2条関係)

平成26年11月7日

東京都知事殿

申請者 郵便番号 177-0053

住所又は居所 東京都練馬区関町南4丁目7番27-201号

氏名 谷山 洋



電話番号 03-5936-4856

ファクシミリ番号

日中連絡先 03-5936-4856

特定非営利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

(フリガナ) 1 特定非営利活動法人の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンニッポンカイヨウジユク 特定非営利活動法人日本海洋塾
(フリガナ) 2 特定非営利活動法人の代表者の氏名	タニヤマ ヒロシ 谷山 洋
3 主たる事務所の所在地	郵便番号135-8533 東京都江東区越中島二丁目1番6号 国立大学法人東京海洋大学 越中島会館2階 電話番号 () ファクシミリ番号 ()
4 その他の事務所の所在地	郵便番号 電話番号 () ファクシミリ番号 ()
5 定款に記載された目的	この法人は、広く一般市民を対象に、ウェブサイト、機関誌あるいはセミナー、展示会等により海事思想の啓発普及を図り、海洋に関心のある青少年並びに海事事業に関わる人材の育成、技術の伝承等の教育活動を行うと共に、国立大学法人東京海洋大学所蔵の重要文化財明治丸と海事文化財類の利活用促進と保管管理に関わる活動により、海事思想の啓発普及、海洋国家日本の発展並びに海事文化財の保護に寄与することを目的とする。

§ NPO 日本海洋塾（仮称）の事務所設置に向けて

東京都の申請書受領に伴い、2014（平成 26）年 12 月末か 2015（平成 27）年 1 月上旬には「認証書」が発行されるものと考えられるので、既に取り掛かっていた、NPO 事務所の設置に向けての種々の準備作業を加速させました。

予てより、東京海洋大学財務課長との打合せで、NPO 設立後の電話線の敷設、インターネットの使用、等の通信手段については、① 電話線は、NPO が又借り使用する海洋会越中島支部事務所の近辺に敷設されている光ケーブルを使用して可 ②電話敷設に関する申請などは NPO が直接 NTT と交渉すること ③インターネットは大学のネットワークとは切り離して単独で運用をすること が決められていたので、「設立申請書」正式受領に伴って、東京海洋大学越中島事務室と、光ケーブルの敷設状況の確認、越中島支部事務所への引込方法等の具体的な打合せを開始しました。

その時点では、「NPO 日本海洋塾」は未だ存在せず、現実には「海洋会越中島支部」の事務所であるので、海洋会とも相談のうえ、NTT との打合せに際しては事情を説明し、電話線については、取り敢えずは「海洋会」の名前で設置申請をし、NPO 設立後に名義を「特定非営利活動法人日本海洋塾」に変更することの了解を得ました。インターネットは、電話線を「NPO 海洋塾」に名称変更後に業者に契約申請することとしました。 12 月 11 日に業者と東京海洋大学越中島事務室の立会の下、光ケーブルの位置、事務所内引込線の位置、等について現場を確認しながら取り決め、12 月 19 日に、光ケーブルの設置、電話の開通、となりました。また、電話設置の為の名義は「海洋会」の名義で行う必要から、これらに掛かる費用は、「海洋会」にて一時立替頂き、NPO 法人設立後に精算することを「海洋会」と打合せました。

これに先立つこと、2014（平成 26）年 10 月 20 日に、先の 6 月 28 日開催の「海洋会ボランティアクラブ（以下 VC）総会」で決まった人事異動に従って、松崎 VC 事務局長から清原 VC 幹事へ「VC 事務局長」の引継ぎを行いました。「明治丸」は改修工事中であり、VC によるガイド作業に関わる事務が無かったので、引継ぎを延ばしていましたが、愈々、NPO 設立の為の業務が増えたので、「引継ぎ書」を作成のうえ、VC 控室にて引継ぎを行いました。

前号にて記述したとおり、NPO の事務所は「海洋会越中島支部」の事務所の一部を「海洋会」から NPO が又借りすることになっていますので、「海洋会」と「NPO 日本海洋塾（仮称）」との間に「借用契約書」を作成する必要があり、「海洋会」本部と打合せました。（最終的には、2015（平成 27）年 1 月 16 日に、契約終了）

NPO 設立の「認証書」が発行されれば、正式に「法人」としての活動を行うためには、法務局にて「法人登記」を行う必要があり、その準備作業の為、2014（平成 26）年 12 月 5 日、及び、2015（平成 27）年 1 月 14 日に、都築発起人、松崎発起人にて、東京法務局墨田出張所を往訪し、手続きの詳細を打合せました。

2015（平成 27）年 1 月発行予定の海洋会機関誌「海洋」へ「NPO 日本海洋塾」設立に関する寄稿をすることとなり、発起人一同にて寄稿文の原案を検討・作成し、2014（平成 26）年 10 月、海洋会に提出しました。

2015（平成 27）年 1 月 9 日に「海洋会」往訪、今後のスケジュール等の打合せを行い、併せて、海洋会の「賀詞交歓会」にて「海洋会」豊田会長（当時）から「NPO 設立」について報告することとしました。

法人設立後は、銀行口座、ゆうちょ銀行口座、等の開設が必要であり、夫々を往訪し、口座開設についての相談を行いました。

§ NPO 日本海洋塾 設立「認証書」の受領、法人登記

2015（平成 27）年 1 月 15 日に、待ちに待った「認証書」が東京都から郵送されました。認証の日付は、1 月 14 日で、東京都知事「舛添 要一」名義でした。

2015（平成 27）年 1 月 15 日、海洋会本部（豊田会長、甲斐専務理事）往訪、認証を受けた旨報告、帰路、法人印、理事長印を発注（1 月 20 日受領）しました。

また、2015（平成 27）年 1 月 18 日には、松崎発起人が荻窪の病院に、病床の谷山発起人を訪ね、無事、NPO の設立が認証されたこと、及び、速やかに法人登記を行う旨報告しました。大変喜んでおられました。

準備が整った、2015（平成 27）年 1 月 22 日朝、都築発起人、松崎発起人にて、東京法務局墨田出張所を往訪し、法人登記の申請を行いました。この日付、即ち、2015（平成 27）年 1 月 22 日が「特定非営利活動法人日本海洋塾」の「設立日」となりました。その後、1 月 26 日に登記が完了した旨連絡がありました。

この日、2015（平成 27）年 1 月 22 日に、思わぬ訃報が飛び込んできました。予て療養中の、谷山発起人が亡くなったとの知らせでした。まるで、念願であった、「NPO 日本海洋塾」の設立を待っていたかのような訃報で、関係者一同言葉を失いました。これにより、谷山発起人の「ご命日」が、NPO 日本海洋塾の「設立

日」となりました。奇遇といえば奇遇です。

NPO 日本海洋塾の、設立申請、法人登記申請、等これまでの一切の書類は、発起人代表として「谷山発起人」の名前で作成されており、法人登記の申請の当日に亡くなることなど全く想えていなかったので、発起人間で相談のうえ、申請人名義は「谷山発起人」のままでし、登記完了後然るべき時に、理事会を経て「谷山理事（理事長）」が退任、「松崎理事（副理事長）」が「理事長」となる手続きを行ふこととしました。

2015（平成 27）年 2 月 3 日、理事会開催、「谷山理事長」が退任、「松崎副理事長」が「理事長」に、併せて、都築理事が「副理事長」に就任することを決定、2 月 6 日に役員変更の登記を行い、2 月 16 日に東京都に「役員変更届書」を提出しました。

履歴事項全部証明書

東京都江東区越中島二丁目1番6号国士大学法人東京海洋大学越中島会館2階
特定非営利活動法人日本海洋塾
会社法人等番号 0106-0-003038

名 称	特定非営利活動法人日本海洋塾
主たる事務所	東京都江東区越中島二丁目1番6号国士大学法 人東京海洋大学越中島会館2階
法人成立の年月日	平成27年1月22日
目的等	目的及び事業 この法人は、広く一般市民を対象に、ウェブサイト、機関誌あるいはセミナー、展示会等により海事を想む者を対象とした、海洋に関する青少年遊びに興味を持つ人々の育成、技術の伝承等の教育活動を行うと共に、国士 大学法人東京海洋大学の運営文化財の運営保守と海事文化財の利用促進と 保存活用に開拓する活動により、海事思想の啓発普及、海洋国家日本の発展並び に海事文化財の保護に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を目的とする活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として、 次の事業を行ふ。 (1) ホームページの運営及び機関紙(誌)の発行等による海事思想の啓発事 業 (2) 海事に関するセミナー、講習会、同好会等の開催、運営などの海事意識 の教育事業 (3) 海事思想の運営保守と海事文化財等の一般公開や保護愛護組織の運営等に よる利活用促進事業 (4) 重要な文化財の運営保守と海事文化財の整備保全事業 (5) その他目的を達成するため必要な事業 この法人は、次のその他の事業を行ふ。 (1) 海事関連商品の販売事業
役員に関する事項	東京都江東区越中島二丁目1番6号 理事 谷 山 洋
資産の総額	金60万円
登記記録に関する事 項	設立 平成27年 1月22日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
平成27年 1月26日
東京都税務署豊田出張所
登記官 剣持孝文

整理番号 ヨ273531 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。
1 / 1

以上をもって、長くなりましたが、「NPO 日本海洋塾」設立までの経緯の記述は、取り敢えず終わりとします。

§ その他

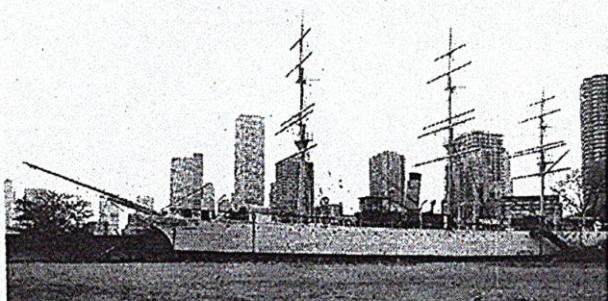
前号までの記述のとおり、2013（平成 25）年 6 月開催の第 22 回 VC 総会での、海洋会 豊田会長（当時）の、「VC とは別に「法人格」をもった「NPO」を設立しては」とのご発言に端を発し、有志による検討が始まってから、約 1 年半を経て、漸く、「NPO

「日本海洋塾」が設立され、活動が始まりました。

法人登記完了に伴い、事務所の内部の古い家具の整理整頓、中古のファイル棚等の什器の購入、電話機の敷設、PCの購入、インターネットの開設、銀行口座の開設、名刺の作成、パンフレットの作成、等々、種々の作業を経て、一応曲りなりにもNPOとしての格好が付いてきたのは、2015（平成27）年3月頃になりました。丁度その頃、「明治丸」の平成の大修復工事が完成しました。

やっと、事務所の設営が終わろうとしていた、2015（平成27）年4月17日、「日本海事新聞」の記者が、「NPO日本海洋塾」の設立を聞き付けて、取材の為に事務所にお出でになりました。以下は、その時の取材をもとに、「日本海事新聞」に掲載された記事です。

外装工事を終えた「明治丸」



NPO日本海洋塾

海事意識の普及を目指す特定非営利活動法人「日本海洋塾」（NPO日本海洋塾）が活動を始めた。NPO日本海洋塾は重要文化財「明治丸」（東京海洋大学所蔵）をはじめとした海事文化財の活用促進に取り組むほか、海洋に関するセミナーや教室の企画・運営も活動対象としている。

東京海洋大越中島キャンパス（東京都江東区）に設置されている「明治丸」は今春、外装の修復工事を終え、今秋の一般公開に向け内装工事や海事ミュージアム事業が進められている。

日本海洋塾は、旧商船大学（東京商船大、神戸商船大）卒業生で構成する一般財団法人海洋会の会員有志による「明治丸」ボランティアグループを母体とする。修復工事前に一般公開されていたころからガイド活

動などに携わっていたボランティアの間から、「明治丸」の文化財としての活用促進に主体的に取り組むためNPO設立の機運が高まり、今年1月に東京都から特定非営利活動法人の認証を得た。

事務所は東京海洋大越中島会館の海洋会越中島支部事務所内に置く。4月17日現在の陣容は役員4人、正会員16人で、一般会員、賛助会員の募集も行っている。

松崎光男理事長は「『明治丸』の維持管理への協力活動を軸に、海事意識の増進を進める」と抱負を述べる。連絡先は電話03・6458・5272。

文化財「明治丸」の 活用からスタート

セミナー・や
企画・運営も



松崎理事長（左）と都築雅彦副理事長

最後に、長年の念願であったNPOの設立と同時に亡くなった谷山さんは、重い病床にありながらも、ご自身の回復とNPO日本海洋塾での活躍を期し、設立後に作成

する予定のNPOのパンフレット用に、以下の「案文」を寄せられていて、これにてパンフレットを作成する予定でした。

特定非営利活動法人 日本海洋塾 設立のご挨拶

理事長 谷山 洋



平成になって4半世紀が経過し、昭和が遠い記憶になります。

一般社団法人海洋会のボランティアクラブ(以下、海洋会 VCと略)は、国立大学法人東京海洋大学所蔵の重要な文化財「明治丸」が、昭和の大改修を終えて海の記念日に関係者へのお披露目を行った際、海洋会会員の有志が集つて「明治丸」について説明する役割を果たしたのを契機に発足しました。今日のようにボランティアなる言葉や活動が、世間一般に広く認識される以前の、画期的な活動がありました。同じ頃、湘南海岸に打ち上げられたゴミを清掃するビーチクリンナップ活動にも海洋会会員有志により行われていました。

これらの活動は、海洋会会員有志が集つてのボランティア活動として、4半世紀も継続して今日に至っています。

「明治丸」は、昭和の大修復から4半世紀を経て、経年劣化による船体の傷みが著しくなり、一般公開は中止を余儀なくされてしましましたが、この度、関係者のご努力により平成の大改修が実現し、平成27年秋には、東京海洋大学(旧 東京高等商船学校)の創立140周年記念事業と機を同じくして一般公開が再開される予定であります。

平成の大改修事業が完了して、再び優美な姿を取り戻す「明治丸」の船内案内や船体の維持管理には、引き続き海洋会 VCへの期待が大なるところですが、今では海洋会 VC会員の多くが高齢者となり、会員の力のみでは永続的な維持管理には限界があることから、海や船に深い理解を有する仲間を広く一般社会に求めて協力を得る仕組みが必要との認識に至り、この度、特定非営利活動法人(NPO)「日本海洋塾」を立ち上げた次第であります。

NPO 法人「日本海洋塾」としましては、「明治丸」を拠点としつつも、これに限定した活動に止まらずに、広く一般社会へ海や船の魅力を発信し、航空機全盛の時代にあっても、貿易立国である我が国の圧倒的な物流を支える基幹産業である「海運」により日々の生活が成り立っていることに、改めて人々、特に青少年の関心を呼び起す情報の発信、海や船に接する機会の提供、などを企画し、四方を海に囲まれた日本国に立ち向かう青少年の発掘・育成を目指して活動を展開して参ります。

その先頭に立って活動する気構えを皆様にお伝えすべく、理事長の写真はヘルメットを着用した姿としました。

皆様のご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

また、NPO 法人立ち上げに際して、深いご理解とご支援を頂いた海洋会と東京海洋大学に対して深く感謝申し上げます。

実際には、NPO 日本海洋塾のパンフレットは、後に、松崎理事長名にて作成されましたので、残念ながら谷山さんの「案文」は遺稿となりましたが、谷山さんのお考えを述べられたものとして、記載させて頂きました。

NPO 日本海洋塾は、今年 2025 (令和 7) 年が、設立から 10 周年となります。

NPO 構想を最初に公表した海洋会豊田会長 (TMN12) も、発起人代表として活躍した谷山さん (TME11) も、既に故人となり、更に、NPO 設立の検討段階から設立後も多大なご協力頂いた諸先輩、関係者の中にも、残念ながら鬼籍に入られた方々がおられます。間もなく満 10 年が過ぎようとしているこの時にあたり、改めて衷心より感謝申し上げると共に、ご冥福をお祈り致します。(合掌)

以上



特定非営利活動法人 日本海洋塾
<NPO Meijimaru Memorial Academy>
事務所: 〒135-8533 東京都江東区越中島2-1-6
東京海洋大学越中島会館2F
TEL: 03-6458-5272
FAX: 03-6458-5272
E-Mail: kaiyojuku5122@train.ocn.ne.jp
ホームページURL: <http://kaiyou-juku.org>